

実績目標(大) 1 : 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

上記目標
の概要

国税庁は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。この使命を達成するため、次に掲げるところにより、財務省設置法第19条に定められた任務の一つである、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ります。

1. 税務行政の適正な執行

国税庁がその使命と任務を十分に果たしていくためには、税務行政に対する国民各層・納税者の方々の理解と信頼が不可欠です。このため、税務行政の執行に当たっては、納税者に対して誠実に対応するとともに、守秘義務（用語集参照）を遵守し、綱紀を保持した上で、法令に則り公正かつ誠実に職務を遂行します。

2. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性の向上と課税・徴収の効率化・高度化を推進する観点から、デジタル技術を活用し、税務に関する手続や業務の在り方の見直し（税務行政のデジタル・トランスフォーメーション）に取り組みます。政府全体の方針に従い、デジタルファースト等の基本原則を推進しつつ、オンラインによる申告や納付の割合を向上させるとともに、従来慣行にとらわれることなく、業務の在り方や働き方の見直しを行います。

3. 納税者サービスの充実

我が国が採用する申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の高い納税意識と納税義務の自発的かつ適正な履行が必要です。このため、租税の意義や税法の知識・手続、税制改正の内容などについて正しく理解していただけるよう、国民各層・納税者の方々の視点に立った広報・広聴活動を行うとともに、相談等に対して迅速かつ的確に対応します。

また、窓口等で納税者と接する職員からの事務改善等に係る意見を集約し、事務処理等について不断の見直しを行うなど、納税者サービスの充実に努めます。

4. 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

国税庁がその使命と任務を果たすためには、適正な申告・納税を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、適正・公平な税務行政を推進することが重要です。このため、税務行政の執行に当たっては、関係法令を適正に適用し、効果的・効率的な調査・徴収等の事務運営を推進するとともに、申告が適正でない認められる場合には、的確な調査・行政指導を実施して誤りを確実に是正し、期限内に納付を行わない場合には、滞納処分を執行するなどして確実に徴収します。

また、不服申立て等に適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

5. 国際化への取組

経済取引のグローバル化・デジタル化の進展により、新たな取引形態が拡大する中で、国際的な租税回避行為への対応や税務上のコンプライアンスの維持・向上などの課題に的確に対応するため、外国税務当局との知見の共有や協力関係の強化など、国際化への取組を推進します。

これらの取組に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、納税者等の状況に即した柔軟な対応に努めます。

	<p>(上記目標を達成するための実績目標(小))</p> <p>実績目標(小)1-1: 税務行政の適正な執行</p> <p>実績目標(小)1-2: 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション</p> <p>実績目標(小)1-3: 納税者サービスの充実</p> <p>実績目標(小)1-4: 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済</p> <p>実績目標(小)1-5: 国際化への取組</p>
--	--

実績目標(大)1についての評価結果

実績目標についての評定	A 相当程度進展あり
--------------------	-------------------

評定の理由	<p>実績目標(大)1は、実績目標(小)1-1から1-5までの評定を総合して評価を行いました。</p> <p>実績目標(小)「1-3」及び「1-5」の評定は「S 目標達成」でしたが、「1-1」、「1-2」、「1-4」の評定は「A 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各目標の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
--------------	--

実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、納税環境の整備とともに、適正かつ公平な税務行政の推進を図ることは、重要な取組です。</p> <p>施策の実施に当たっては、目標の達成に向けて、有効性や効率性にも配慮して取り組みました。</p> <p>また、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)に向けた取組を着実に進めるとともに、令和5年6月には、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー」を改定し、従前の「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて、税務行政のDXを更に前に進めていくことを示しました(「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」)。</p>
--------------	---

実(大)1に係る参考情報

参考指標 1: 国税職員の定員の推移 (単位: 人)

会計年度	平成30年度末	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末
国税職員の定員	55,724	55,903	55,953	55,954	55,969

(出所) 長官官房総務課調

参考指標 2: 申告書の提出件数(個人) (単位: 千件)

年分	平成30年分	令和元年分	2年分	3年分	4年分
所得税	22,218	22,041	22,493	22,855	22,951
還付申告	13,056	13,025	13,014	13,297	13,327
土地等譲渡所得	526	525	504	556	552
株式等譲渡所得	1,015	996	1,125	1,119	1,083
消費税	1,135	1,114	1,124	1,135	1,055
贈与税	494	488	485	532	497

(出所) 報道発表資料(令和5年5月 課税部個人課税課、資産課税課) (<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0023005-053.pdf>)

(注1) 所得税の提出件数のうち、還付申告、土地等譲渡所得及び株式等譲渡所得については、それぞれに重複しているものも含まれています。

(注2) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分から令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

参考指標 3：相続税申告書の提出件数 (単位：千件)

年 分	平成29年分	30年分	令和元年分	2年分	3年分
提出件数	外 32 112	外 33 116	外 33 115	外 33 120	外 35 134

(出所) 報道発表資料(令和4年12月 課税部資産課税課) (https://www.nta.go.jp/information/release/ko-kuzeicho/2022/sozoku_shinkoku/pdf/sozoku_shinkoku.pdf)

(注) 各年分の本書は相続税額のある申告書に係る件数、外書は相続税額のない申告書に係る件数を示しています。

参考指標 4：申告書の提出件数(法人) (単位：千件、件)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
法人税	2,929	2,949	3,010	3,065	3,128
調査課所管法人	22	23	24	23	33
連結・通算法人(件)	1,783	1,737	1,920	1,946	13,660
消費税	2,021	2,021	2,038	2,057	—
調査課所管法人	35	35	37	37	—

(出所) 課税部法人課税課、消費税室、調査査察部調査課調

(注1) 「法人税」は、各年4月から翌年3月末日までに法人税の事業年度が終了し、翌年7月末日までに申告書の提出がされたものを対象としています。

(注2) 「連結・通算法人」について、令和3年度以前は連結申告件数を示しており、令和4年度は連結申告件数と通算法人(用語集参照)が提出した法人税申告件数の合計を示しています。

なお、いずれの年度も、調査課所管法人(用語集参照)を含んでいます。

(注3) 「消費税」は、当該会計年度中に終了した課税期間分の各年9月30日現在における申告及び処理の事績です。なお、平成30年度の調査課所管法人の提出件数は、令和3事務年度評価書から訂正を行いました。

参考指標 5：収納済税額 (単位：億円)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
収納済税額	671,479	663,478	712,342	774,052	804,952

(出所) 長官官房企画課調

(注) 上記収納済税額には滞納処分費を含みません。

参考指標 6：100円当たりの徴税コスト

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
徴税コスト (①÷②×100)	円 1.22	円 1.28	円 1.19	円 1.10	円 1.07	
参 考	徴税費 ①	億円 6,916	億円 6,953	億円 6,981	億円 6,999	億円 6,996
	租税及び印紙収入 (国税庁扱い) ②	億円 565,134	億円 544,306	億円 585,402	億円 635,623	億円 651,340

(出所) 長官官房会計課、企画課調

(注) 「徴税費」は、人件費、旅費、物件費等税務の執行に要する一切の費用です。

参考指標 7：事務改善についての提案件数 (単位：件)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
提案件数	9,443	8,685	9,510	9,488	7,492

(出所) 長官官房総務課調

参考指標 8：非行の予防講話等の実施回数 (署職員 1人当たり) (単位：回)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数	4.6	4.6	4.4	4.7	5.4

(出所) 長官官房監察官調

(注) 監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の適切な管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

財務省政策評価懇談会における意見	財務省政策評価懇談会における意見は、実績目標 (小) 1-1 から 1-5 まで及び各業績目標の該当欄に記載しています。
-------------------------	--

実績目標に係る 予算額等	区分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	127,068,813	外49,842,755 58,226,276	外50,580,943 57,361,315	外53,132,137 57,059,459
		補正予算	5,265,081	外0 0	外533,199 188,026	—
		繰越等	△708,777	△13,031	N.A.	
		合計	131,625,117	108,056,000	N.A.	
執行額 (千円)		126,752,656	57,071,633	N.A.		

(注1) 令和4年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和5年11月頃に確定するため、令和5事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 令和3、4年度の外書きは内閣官房及びデジタル庁、令和5年度の外書きはデジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているシステム関係の予算額です。

(概要)

国税庁の広報活動経費等、内国税の賦課及び徴収に必要な経費

実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 ○ 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」 (令和2年12月25日閣議決定) ○ 「デジタル・ガバメント実行計画」 (令和2年12月25日閣議決定) ○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律
--	--

実績評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	国税庁レポート2023 (令和5年6月国税庁)、令和4年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について (令和5年5月国税庁)、令和3年分 相続税の申告事績の概要 (令和4年12月国税庁)
--	--

前年度実績評価結果 の実績目標 (小) への 反映状況	前年度実績評価結果は、実績目標 (小) 1-1 から 1-5 において定めた各種施策へ反映させました。
--	---

担当部局名	長官官房 (総務課、情報公開・個人情報保護室、公文書監理室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官付、国際業務課、相互協議室、	実績評価実施時期	令和5年10月
--------------	---	-----------------	---------

	<p>厚生管理官、監察官、税務相談官)、課税部 (課税総括課、消費税室、軽減税率・インボ イス制度対応室、審理室、個人課税課、資産 課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画 官、鑑定企画官)、徴収部(管理運営課、徴 収課)、調査査察部(調査課、査察課)、税 務大学校、国税不服審判所</p>		
--	---	--	--